

お知らせ

電子納付が便利です！

電子納付は、金融機関の**ATM**や**インターネットバンキング**等を利用して、**供託金**等を**お支払い**いただけるサービスです。

申請書を郵送して供託する場合もご利用いただけますので、法務局へ行く時間がない、という方にもおすすめです。

【手順について】

- ① 供託の申請をする際に、電子納付を希望する旨を、お知らせください（申請書を郵送して供託する場合は、その旨のメモを同封してください）。
- ② 法務局で受理した後、供託受理決定通知書（電子納付するための情報が書かれているもの。裏面の見本を参照。）をお渡ししますので、**所定の期限までに納付してください**。
- ③ 納付手続の完了後、法務局から供託書正本が交付されます。

【Q & A】

Q 1 電子納付をする際に、手数料がかかりますか？

A 振込手数料は不要ですが、時間外手数料等がかかることがありますので、御利用予定の金融機関にお問い合わせください。

Q 2 電子納付をする際に、特別な手続が必要ですか？


A ATMを御利用になる場合は、特別な手続は不要です。ゆうちょ銀行等で御利用可能です。

インターネットバンキングやモバイルバンキングを御利用になる場合は、別途金融機関への申込手続が必要になります。

電子納付が可能な金融機関は、電子納付情報ウェブサイト（<http://shinsei.e-gov.go.jp/Payment/sel/sel-page.jsp>）で、御確認いただけます。


供託に必要な書類の例（郵送の場合）

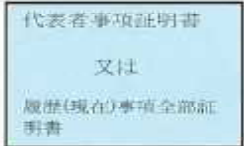
① 供託書(OCR用紙)～折り曲げないようお願いします


② 供託カード

 (カードを発行している場合)

③ 返信用封筒(小)
 ※ 受理決定通知書送付

④ 返信用封筒(大)
 ※ 正本及び次回OCR用紙送

⑤ 82円切手

 (被供託者に供託通知書を送付する場合、1人につき82円の郵便切手が必要です。)

⑥ 資格証明書
 ※ 作成後3か月以内のもの

 (登記されている法人の場合)

⑦ 郵送申請メモ


※ 代理人により申請する場合は、委任状が必要です。

供託受理決定通知書（見本）

供託受理決定通知書

〇〇〇〇様

あなたから平成28年〇月〇日付けで申請のあった供託は、当供託所の平成28年度金第〇〇〇〇号として受理しました。
 ついては、平成〇〇年〇月〇日までに、以下の納付情報により、供託金を電子納付してください。
 なお、納付期限までに入金されないときは、本件供託の受理の決定は、効力を失います。

(納付情報)

収納機関番号：	00100	} ATM等で 納付する際に 入力します
納付番号：	1234567890123456	
確認番号：	123456	
申請番号：	20140000123456789	
納付金額（供託金額）：	30,000	
納付者カナ氏名：	〇〇〇〇	
納付期限：	平成28年〇月〇日	

平成28年〇月〇日

長野地方法務局
 供託官 〇〇〇〇 印